

守口市私道舗装工事助成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、私道の舗装工事を行おうとする者に対し、その費用の一部を助成することにより、市内における私道の整備の促進を図り、もって良好な住環境の促進に資することを目的とする。

（助成の対象）

第2条 この要綱において助成の対象となる工事は、私道の舗装工事であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- （1）道路と道路の間を接続する私道に係るものであること。
- （2）幅員が1.8メートル以上の私道に係るものであること。
- （3）通行を妨げ、又は当該私道の整備に支障を与える占用物がなく、現に一般の通行の用に供している私道に係るものであること。
- （4）排水設備が設置された私道に係るものであること。
- （5）当該舗装工事につき、当該私道に接する土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成工事に要した経費の額と、あらかじめ市が算出した1平方メートル当たりの工事価格に、当該工事に係る面積を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額とする。

（申請）

第4条 助成を受けようとする者は、舗装工事助成申請書を市長に提出しなければならない。

（助成決定通知書等の交付）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、書類の審査、現地調査等により適当と認めるときは助成決定通知書を、不適当と認めるときは理由を付した助成金不交付通知書を申請者に交付するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の助成決定通知書により通知を受けた者は、直ちに舗装工事を行い、当該工事が完了した後、助成金請求書に完了届及び市長が必要と認める書類を添えて市長に助成金の請求を行うものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、現地を検査し、適正と認めたときは速やかに助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）不正な手続により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成金を交付目的以外に使用したとき。
- （3）その他この要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を

既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。